

富士市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における電気に起因する住宅からの出火を防止するため、感震ブレーカーを設置する者に対する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー 一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に適合する構造及び機能を有する機器をいう。
- (2) 既存住宅 市内に存する住宅をいう。
- (3) 新築住宅 市内に新築する住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自らが所有する既存住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者
- (2) 自らが居住する既存住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者（当該住宅の所有者又は管理者から感震ブレーカーの設置の承諾を受けた者に限る。）
- (3) 新築住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1号又は第2号に該当する者 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、住宅1棟（当該住宅が共同住宅又は長屋である場合にあっては、1住戸）につき3万円を限度とする。
 - (2) 第3条第3号に該当する者 補助対象経費の額とし、住宅1棟（当該住宅が共同住宅又は長屋である場合にあっては、1住戸）につき1万円を限度とする。
- 2 前項第1号の規定により算定した額又は同項第2号の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、感震ブレーカーを設置する日の前日又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、富士市感震ブレーカー設置費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーを設置しようとする住宅が市内の住宅であることを確認することができる書類
 - (2) 感震ブレーカーの設置予定場所が確認できる写真又は図面
 - (3) 補助対象経費が分かる書類
 - (4) 設置しようとする感震ブレーカーの種類が分かる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて現地調査等を行った上でその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、富士市感震ブレーカー設置費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者が、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、富士市感震ブレーカー設置費補助金変更(中止)申請書(第3号様式)に第6条各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、富士市感震ブレーカー設置費補助金交付変更(中止)承認通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、感震ブレーカーの設置が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに富士市感震ブレーカー設置費補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの設置が完了したことを示す写真
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し(第3条第1号又は第2号に該当する者に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定による実績の報告があったときは、必要に応じて現地調査等を行った上でその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市感震ブレイカー設置費補助金確定通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。